

## 総務委員会協議会資料

令和2年11月25日  
於：総務委員会室

### ○協議会

#### 1 岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 P2

【説明者：小谷 予防課長】

岡山市消防局

## 岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、火災予防条例（例）についても同様の改正を行うこととされました。それに伴い一部改正するものです。

### 2 改正内容

急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大、それに伴い急速充電設備の位置、構造及び管理に関する細目の改正を行うものです。

### 3 施行日

令和3年4月1日

### 4 改正箇所

別添、岡山市火災予防条例（昭和37年岡山市条例第16号）新旧対照表のとおりです。

甲 第 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 年 月 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第54条第10号」を「第54条第11号」に改める。

第12条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第12条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する

構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第12条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第54条第1項ただし書中「第12号」を「第13号」に改め、同項第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第54条第2項中「第13号」を「第14号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

現行	改正後（案）
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第6条、本条第3項及び第5項並びに第54条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>5.0キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第6条、本条第3項及び第5項並びに第54条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第12条第1項（第7号を除く。）並びに第13条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車</u>をいう。<u>第12号において同じ。</u>）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>2.0キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>急速充電設備（全出力5.0キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分</u>をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) <u>充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u></p> <p>(15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時</u></p>

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届け出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置又は変更しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第1号から第12号までに掲げる設備を屋外に設けるものにあつては、この限りでない。

(1) から (9) まで (略)

(新設)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 水素ガスを充填する気球

2 前項の規定は、同項第1号から第13号までに掲げる設備等を廃止する場合について準用する。

に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替に係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届け出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置又は変更しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第1号から第13号までに掲げる設備を屋外に設けるものにあつては、この限りでない。

(1) から (9) まで (略)

(10) 急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

2 前項の規定は、同項第1号から第14号までに掲げる設備等を廃止する場合について準用する。

令和2年度11月補正予算（案）の概要について

1 債務負担行為「市民のひろばおかやま・岡山市議会だより作成業務」

(1) 業務概要

	市民のひろばおかやま	岡山市議会だより
発行回数・部数	年間12回 290,000部以内/回	年間5回 290,100部以内/回
印刷仕様	A4版/32~36ページ/フルカラー	A4版/4~12ページ/フルカラー
予算額	66,000千円	11,000千円

(2) 印刷契約・発行スケジュール

- ・令和2年12月下旬                      契約執行伺起案
- ・令和3年1月初旬                        公告
- ・令和3年2月中下旬                     入札
- ・令和3年3月                              契約
- ・令和3年3月下旬~4月中下旬        5月号編集作業、発行

【債務負担行為を必要とする理由等について】

本業務については、「WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定」の適用を受ける一般競争入札案件となるため、契約手続きが完了するまでには最低でも40日必要となる。したがって、令和3年5月号の広報紙を発行するためには、令和2年度中に入札および契約手続きを行う必要がある。よって令和2年度から令和3年度にかけての債務負担行為の設定を行うものである。